

ちせき 豆知識

第1号

平成30年12月1日発行

発行元 茨城県農林水産部農地局
農地整備課

<https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/nourinsuisan/nosei/index.html>

地籍調査とは？



地籍調査とは、主に市町村が主体となって、一筆(※)ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。「地籍」とは、いわば「土地に関する戸籍」のことです。各個人には固有の「戸籍」という情報があり、様々な行政場面で活用されているのと同様に、土地についても「地籍」の情報が行政の様々な場面で活用されています。

我が国の土地に関する資料は古く、現在、法務局に備え付けられている地図や図面はその半分ほどが明治時代の地租改正時に作られた地図(公図)などをもとにしたものです。そのため法務局に備え付けられている地図や図面は、境界や形状などが現実とは異なっている場合が多くあり、また、登記簿に記載された土地の面積も、正確ではない場合があるのが実態です。地籍調査が行われることにより、その成果は法務局にも送られ、登記簿の記載が修正され、地図が更新されることになります。

※土地は「筆」(ひとつ)という単位でカウントされます。

●土地に関するトラブルを防止することができます

土地の境界が不明確な場合、境界紛争等トラブルが起きることがありますが、地籍調査を実施することにより正確な地籍図が作成されるため、トラブルを未然に防ぐことになります。

●適正な課税が可能になります

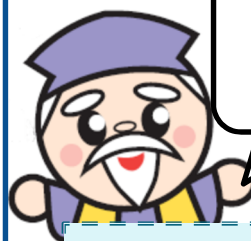
土地の所在、地番、地目、境界及び所有者が明確になるため、固定資産税の課税が現地の状況に即して行われ、課税の適正化につながります。

●災害時の復旧で土地の境界を復元することができます

個々の土地境界の位置が地球上の座標値と結びつけられているため、万一の災害の場合にも境界を正確に復元することができ、復旧事業を円滑に進めることができます。

●公共事業の正確な構想・計画が可能となり、測量費用と時間が節約できます

土木事業・土地区画整理事業・土地改良事業等の計画策定が図上でできるため、事前調査や測量に多大な時間と労力を費やすことなく、精度の高い地図により正確な計画が可能となります。



これが主な
地籍調査の
効果じゃ！！

問合せ先 茨城県 農林水産部 農地局
農地整備課 地籍担当

TEL 029-301-4254 (直通)

FAX 029-301-4249